

奈良市庁舎内壁面広告募集要項

奈良市では、市の資産を広告媒体として活用する広告事業の一環として、次のとおり市の本庁舎内壁面に掲出する広告（ポスター広告）を募集します。

これによる広告料収入は、市の財源として市民サービスの向上のため活用します。また、地域の事業者等の広告を掲出することにより、地域経済の活性化を図ります。

1 広告掲出場所

1階連絡通路壁面（西側ガラス面上部） 8枠（全てB1サイズ・縦）

掲出位置の指定ができます。別紙1の広告枠写真にあるNo.1～8の枠から希望の枠をお選びください（空きがある場合は、複数の枠をお選びいただけます。）。

※ただし空き状況等により、掲出枠の変更について相談させていただくことがあります。

※【奈良市庁舎 参考データ】

開庁時間	月曜日から金曜日の午前8時30分～午後5時15分
閉庁日	土曜、日曜、国民の祝日に関する法律に規定する休日、 年末年始（12月29日～1月3日）
来庁者数	約2,500人／1日（平日） ※ただし、時期等により上記の数は変動することがあります。

2 広告掲出期間

「令和7（2025）年4月から令和9（2027）年3月」までの間の任意の月（1ヶ月単位）

掲出開始日は各月1日（閉庁日にあたる場合は、その日以後で閉庁日でない最初の日）、掲出終了日は翌月の掲出開始日の前日（閉庁日にあたる場合は、その日以前で閉庁日でない最後の日）です。申込みした掲出期間が終了し、掲出期間の延長を希望する場合は、空きがある場合のみ継続掲出を受け付けます。同じ枠に空きが無く他の枠に変更して掲出する場合は、継続掲出とみなします。

3 広告掲出料

1枠あたり月額 20,000円（消費税及び地方消費税、行政財産使用料を含む）

4ヶ月以上の期間お申込みいただいた場合は、下記のとおり掲出額の割引があります。※

（掲出期間終了の14日前までに掲出期間延長のお申し出をいただいた場合も継続割引の適用となります。）※

掲出期間	掲出月額
3ヶ月目までの部分	20,000円／月
4ヶ月目から6ヶ月目までの部分	15,000円／月
7ヶ月目以降の部分	10,000円／月

例). 12ヶ月分申込みいただいた場合

【通常】20,000円×12ヶ月=240,000円・・・①

【割引】20,000円×3ヶ月+15,000円×3ヶ月
+10,000円×6ヶ月=165,000円・・・②

①-②=75,000円の割引

※下記の場合は別々の新規申込となり、掲出期間は1ヶ月目から（割引なし）となります。

- ・掲出期間中の申込みであっても、別の枠を追加する場合。
- ・掲出期間延長の受付期限（期間終了14日前）の翌日以降に継続の申し出をされた場合。

掲出決定後、奈良市長が定める期日までに当該年度分を一括して支払いいただきます。

（広告掲出料は「広告料」及び「行政財産使用料」の2枚の納入通知書（納付書）でのお支払いとなります。）

4 申込みについて

すべての書類が押印不要ですので、Eメール添付での申込みや郵便・信書便での申込みができます。（オンラインでのフォーム申請や直接持参しての申込も可能です）

（1）必要書類等

申込みにあたっては、必ず本要項のほか、「奈良市広告掲載要綱」、「奈良市広告掲載基準」及び「奈良市施設内広告掲出実施要領」をご確認のうえ、

- ・「奈良市庁舎内壁面広告掲出申込書（第1号様式）」
- ・「誓約書兼同意書（第2号様式）」
- ・「行政財産使用許可申請書」

に必要事項を記入し、「広告原稿（カラー・A4サイズに縮小したもの、データの場合はPDF）」を添付して、Eメールまたは郵便もしくは信書便で奈良市総務部資産管理課までお申込みください。（オンラインでのフォーム申請や持参提出も可能です。）

各様式は、奈良市ホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.nara.nara.jp/>（トップページ>産業・しごと・事業者向け>広告）

（2）受付時間

お問い合わせの電話は、開庁時間内をお願いします。（月曜日～金曜日（祝日は除く）の午前9時00分～午後5時00分（正午から午後1時までを除く））

Eメールでのお問い合わせへの対応も上記時間内となります。

（3）申込先

奈良市役所 総務部 資産管理課 庁舎・公用車管理係

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

電話 (0742) 34-4999（直通）

Eメール shisankanri@city.nara.lg.jp（受信容量：6MBまで）

5 広告に関する制限

(1) 奈良市広告掲載基準第2条に定める業種及び事業者の広告は掲出できません。

詳しくは、奈良市広告掲載基準をご覧ください。

(掲出できない事業者の主な例)

- ・暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のある事業者
- ・民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- ・各種法令に違反している事業者

(掲出できない業種の主な例)

- ・風俗営業及び性風俗関連特殊営業並びにこれらに類似する業種
- ・消費者金融
- ・たばこ
- ・インターネット異性紹介事業
- ・ギャンブルに係るもの

(2) 壁面広告の内容及びデザインは、奈良市広告掲載要綱、奈良市広告掲載基準、奈良市施設内広告掲出実施要領を遵守したものとします。制限事項の詳細については、奈良市広告掲載基準、奈良市施設内広告掲出実施要領をご覧ください。

6 広告に関する審査について

申込内容及び広告原稿を審査し、掲出又は不掲出を申込みの方に文書で通知します。

なお、枠に対して複数の申込みが競合したときは、**先着順で掲出を決定**します。掲出の決定に際して、広告内容の一部修正や、掲出期間の変更（希望期間の一部のみとなる場合、希望期間とは別の月になる場合等）をお願いする場合があります。承諾していただけない場合は、広告掲出をお断りすることがありますので、ご了承ください。

7 申込みから掲出までの流れ

申込みから掲出までの流れは、以下のとおりです。

① 電話またはEメールにて広告枠の空き、掲出期間、広告料等をお問い合わせください。申込みは先着順となります。	申込者⇒資産管理課
② 「庁舎内壁面広告掲出申込書」・「誓約書兼同意書」・「行政財産使用許可申請書」と「広告デザインの原稿（カラーA4サイズ）」をEメールまたは郵便もしくは信書便で送付してください。（オンラインでのフォーム申請や持参提出も可能）	申込者⇒資産管理課
③ 広告原稿等の審査	資産管理課
④ 掲出が決定した場合は、「庁舎内壁面広告掲出決定通知書」・「行政財産使用許可書」・「広告掲出料等の納入通知書（2枚）」を送付いたします。	資産管理課⇒申込者
⑤ 「納入通知書（2枚）」により、奈良市長が定める期日までに広告掲出料等の納付を済ませ、掲示する広告現物（B1サイズ）をお送りください。当課にて所定位置に掲示いたします。	申込者⇒資産管理課

※広告原稿の審査から掲出決定まで、概ね1週間～2週間の期間が必要となります。
(審査する広告原稿の内容や申込者側の状況等により、期間が前後することもあります。)
掲出開始日は原則毎月1日のため、掲出希望月の前月中旬までにお申込みください。

8 注意事項

- (1) 広告(ポスター)の作成は、申込者の責任と費用負担で行ってください。
- (2) 誓約書兼同意書に基づいて調査した結果、掲出を取り消すことがあります。
- (3) 奈良市施設内広告掲出実施要領に照らして、広告の修正をお願いすることがあります。
修正に応じていただけない場合、掲出を取り消すことがあります。
- (4) 広告掲出後であっても、広告主・広告内容等が奈良市広告掲載要綱等に抵触することが明らかになった場合は、広告の修正をお願いする、掲出を停止する、あるいは掲出を取り消すことがあります。
- (5) 広告に関連して、第三者との間に紛争を生じた場合は、広告主等の責任及び負担において解決していただきます。
- (6) 奈良市施設内広告掲出実施要領第11条第1項の規定により、広告物の内容等を変更する場合は、変更分の掲出を希望する日の1週間前までに、奈良市庁舎内壁面広告変更申込書と、変更を希望する広告原稿を併せてお申込みください。
- (7) 新規の申込みでは申込みから掲出開始まで1～2週間程度の期間が必要となります。また、内容等変更の申込みも1週間程度の期間が必要となります。ご希望の開始日から逆算して、申込みください。
- (8) 奈良市施設内広告掲出実施要領第15条第2項の規定に基づき広告掲出料を返還する場合は、1枠ごとに日割計算により算出します。

$(\text{当該月}(\text{※1}) \text{の広告掲出料} \div \text{当該月の日数}(\text{※2})) \times \text{当該月の残掲出日数}(\text{※3}) \\ + \text{当該月の翌月から掲出終了月までの広告掲出料}$
--

ただし、その金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとします。

※1:「当該月」・・・返還事由が発生した月。

※2:「当該月の日数」・・・土日祝日、年末年始を含みます。

※3:「当該月の残掲出日数」・・・土日祝日、年末年始を含みます。

9 お問い合わせ先

- (1) 奈良市庁舎内壁面広告掲出及び募集について

奈良市総務部資産管理課 庁舎・公用車管理係(市役所東棟1階)

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

電話 (0742) 34-4999

ファクシミリ (0742) 34-3412

電子メール shisankanri@city.nara.lg.jp

別紙1 ①1階連絡通路西側ガラス面上部（8枠、東側より撮影）

